



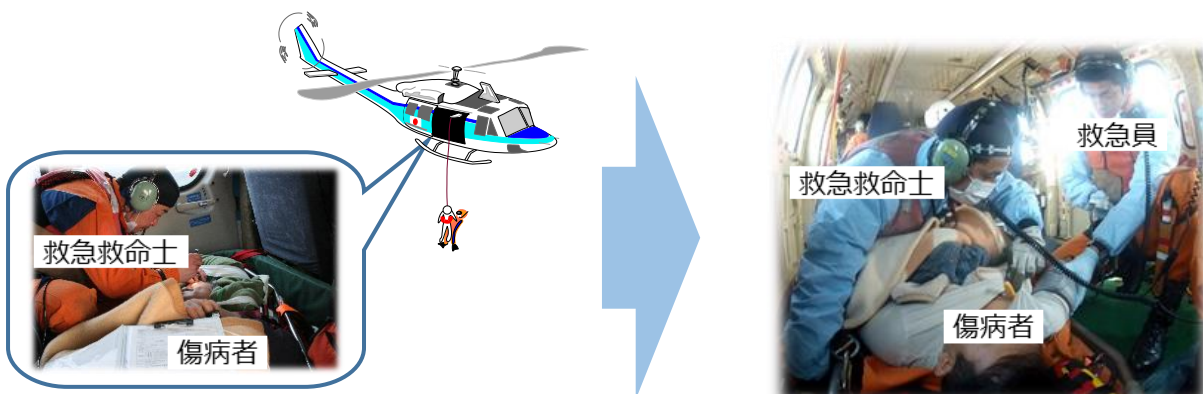
平成 31 年 4 月 1 日
海上保安庁

尊い命を救うために！海上保安庁救急員制度創設！

～消防救急隊員と同様の応急処置を実施します～

海上保安庁では、洋上において発生した傷病者への対応体制を充実させるため、都道府県消防学校にて行われる救急業務に関する講習を修了した海上保安官を「救急員」として指名し、消防救急隊員と同様の応急処置を実施可能にする制度を平成 31 年 4 月 1 日に創設します。

- 海上保安庁では、救助・救急体制の充実のため、特殊救難隊や機動救難士に救急救命士の資格を有する者を配置し、過去 5 年間で 3,711 件の海難に出動し、1,265 名の救助を行いました。
- 今般、洋上における傷病者の救急体制を一層充実させるため、消防機関の救急隊員と同様の研修を受講した特殊救難隊員及び機動救難士等を「救急員」として指名し、消防機関の救急隊員と同様の範囲内で応急処置を実施して、適切に救急救命士を補助することが可能となる「救急員制度」を創設します。
- なお、救急員の就業時前の研修を修了後、約 70 名の特殊救難隊、機動救難士等が各管区海上保安本部長に「救急員」として指名される見込みです。



これまでは、救急救命士のみが救急救命処置を実施していました。

救急員が応急処置を実施し、救急救命士を適切に補助することで、より安全確実な体制となります！

救急救命士及び消防救急隊員が行う応急処置の範囲について

処置内容	救急救命士		救急隊員	
	医師 (特定の 具体的 指示)	救急救命処置	消防法施行規則第五十一条に定める講習の修了者(救急隊員)	消防法施行規則第五十一条に定める講習の修了者(救急隊員)と同等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液(※) ・ 食道閉鎖式エアウェイ、ラリngeアルマスク又は気管内チューブによる気道確保(※) ・ エピネフリンを用いた薬剤の投与(※) ・ 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液 ・ 低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科領域の処置 ・ 小児科領域の処置 ・ 産婦人科領域の処置 ・ 自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与 ・ 血糖測定器を用いた血糖測定 ・ 気管内チューブを通じた気管吸引 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取 ・ 心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送 ・ 鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去 ・ エアウェイによる気道確保 ・ ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定 ・ 自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージ ・ 特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持 ・ 口腔内の吸引 ・ 血圧計の使用による血圧の測定 ・ パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定 ・ バッグマスクによる人工呼吸 ・ 酸素吸入器による酸素投与 	医師の包括的指示(救急救命士のみ該当)		消防法施行規則第五十一条に定める講習の修了者(救急隊員)が行う応急処置	消防法施行規則第五十一条に定める講習の修了者(救急隊員)と同等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動体外式除細動器による除細動(※) ・ 用手法による気道確保 ・ 胸骨圧迫 ・ 呼気吹込み法による人工呼吸 ・ 圧迫止血 ・ 骨折の固定 ・ ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去 ・ 体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察 ・ 必要な体位の維持、安静の維持、保温 				一般海上保安官が行う応急処置と同等

※ 心肺機能停止状態の患者に対してのみ行うもの